

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 7 日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730093

研究課題名(和文) 拡散的権利の適正かつ実効的な保護のための民事訴訟手続にかんする比較法的基礎的研究

研究課題名(英文) A fundamental study on consumer collective litigation from a comparative perspective

研究代表者

濱田 陽子 (HAMADA, YOKO)

岡山大学・社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：50368586

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円、(間接経費) 720,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、費用対効果等の点から各権利者による個別の権利行使が事実上期待できないとされている、いわゆる拡散的権利を有する者が、その適正かつ実効的な実現を求めて司法にアクセスするための方法について、アメリカのクラス・アクションによる消費者被害回復の比較を通して検討した。日本における集団的消費者被害回復にかかる訴訟制度においては、各権利者が積極的に手続に関与していくためには、その基礎となる情報提供等の制度整備が必要であることが判明した。

研究成果の概要(英文)：The aim of this study is to consider proper ways and means for consumers who are not expected to exercise their own rights from a cost-effectiveness perspective to participate in the proceedings of collective litigation in Japan. As a result of reviewing the consumer class actions in the United States and a new law for consumer collective litigation in Japan, the necessity was found out to provide for consumers enough information regarding the proceedings, based on which consumers monitor the proceedings regularly and make decisions on exercising their rights.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民事訴訟法 民事紛争処理法制

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究開始当初、日本においては、消費者被害の集団的な損害賠償請求手続の立法に向けた審議が行われていた。消費者庁の集団的消費者被害救済制度研究会では、4種類の集合訴訟の手続モデル案が提示され、各案の是非について議論されていた。

(2) 消費者被害の集団的な損害賠償請求手続に関する議論は、もっぱら消費者保護の観点や費用対効果の観点から新たな制度の早急な導入が主張されるばかりで、本来の権利者たる被害者個人の手続関与については十分な検討がなされていなかった。しかしながら、個別の権利行使が事実上期待できないという理由で、権利主体からの授権のない、あるいは消極的な意思表示による第三者の訴訟追行を認めることは、権利者の意思に基づく権利行使を基本とする民事法秩序の大きな例外を創設することになり、慎重な対応が必要であった。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、消費者の各権利について第三者が集合的に訴訟追行する制度について、消費者保護や経済的観点からの議論が大半を占めていることに対して、訴訟追行主体（消費者団体等）と権利主体（消費者）の訴訟追行権の授権や賠償金の分配など手続法分野の問題を検討することにより、権利者がその適正かつ実効的な実現を求めて司法にアクセスするための民事訴訟手続上の解釈論または立法論を提示することであった。

(2) 消費者庁の集団的消費者被害回復制度研究会で提示された4つの手続案のうち2案が権利主体の除外（オプト・アウト）方式を採用していることから、当該方法の代表例であるアメリカのクラス・アクションの状況について検討し、そこでの考察に基づいて、日本

法への示唆を得ることを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 平成23年度には、日本の集団的消費者被害救済制度の立法動向をにらみつつ、これらに関する日本の先行研究の調査・分析を行う。また、アメリカのクラス・アクションに関する先行研究について資料の収集を開始する。

(2) 平成24年度には、前年度の調査を引き続き行うとともに、収集した資料の分析を開始する。その過程において、クラス・アクションに関心をもち、手続に積極的な関与を見せたクラス構成員の状況について検討する。

(3) 平成25年度には、これまでのアメリカ法の検討を引き続きおこなうとともに、日本の立法状況をもとに、日本の制度における問題点やその回避のための制度を、権利者による手続関与の可能性という観点から分析する。

4. 研究成果

(1) 平成23年度には、拡散的権利、なかでも消費者の被害を集合的に救済する制度にかんする先行研究を分析するとともに、立法作業が進行中であった日本における集合的消費者被害回復制度の内容について、問題点の抽出を行った。同制度については、消費者保護や市場調整の観点から手続の創設を主張する議論が多く、現行の司法制度における問題点の十分な分析や、消費者各人の権利行使に後見的役割を担う主体の必要性、民事訴訟手続の市場調整的役割の可能性など細かな検討がなされていない。また、このように制度創設の趣旨が不鮮明であることから、手続法分野においても十分な議論がされにくい状況にあることも判明した。

(2) 平成24年度には、アメリカにおける拡散的権利の保護・実現のための制度について研究を開始し、アメリカにおける先行研究の収集に従事した。アメリカのクラス・アクションについては、2005年のクラス・アクション公正法(Class Action Fairness Act)の評価も含めて賛否が分かれている。手続的な議論としては、濫用的な制度利用や、クラス代表者の要件、最終的にクラス構成員の利益に資さない和解に関するものが多く、個別の権利者に着目した研究は少ないことが判明した。またクラス・アクションは必ずしも消費者保護のためにのみ用いられているわけではないので、数あるクラス・アクションのうち、研究対象を消費者被害の回復を目的として提起された事件に絞ることが適切であり、消費者被害の回復のためのクラス・アクションと他のクラス・アクション類型との比較や、具体的な事件の分析を通して、消費者被害の回復のためのクラス・アクションの特徴や特有の問題点を抽出することが有用であることが判明した。

(3) 平成25年度には、前年度に引き続きアメリカ法にかんする調査を行うとともに、日本で成立した「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に基づく裁判手続について検討した。アメリカのクラス・アクションについては、公民権に関するクラス・アクションなど、他のクラス・アクションの類型に比べると、消費者被害の回復のためのクラス・アクションでは、クラス構成員(各権利者)が訴訟手続や和解手続に対して積極的に関与する割合が著しく低いことが判明した。その理由としては、クラスの勝訴によって各自が得る利益が比較的小さいというクラス構成員側の実体的・経済的な理由の他に、代表者の訴訟追行にかんする情報が暮らす構成員に十分に行き渡っていないという訴訟追行主体の手続的な

理由が考えられる。

(4) 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」の法律案が平成25年4月19日に国会に提出され、同年11月1日に衆議院で修正議決、同年12月4日に参議院で可決された後に、同月11日に平成25年法律第98号として公布された。このことから、本研究との関係においても、本法律に基づく裁判制度の検討が急務となった。この手続では、各消費者は、第一段階の共通義務確認訴訟の後に初めて自己の権利について特定適格消費者団体に届出(授權)するという設計になっていることから、共通義務確認訴訟に積極的に参加することが認められていない(同法8条)。他方で、特定適格消費者団体は共通義務確認訴訟においても、第二段階の簡易確定手続においても、被告と和解をすることが認められている(同法10条、34条)。そのため、この集団的消費者被害回復のための特例法に基づく裁判手続においても、適切な内容の和解が成立するか否かは権利者にとって大きな利害関係を有することになるが、他方で、本制度においては特定適格消費者団体の訴訟追行を権利者たる消費者が十分に監視するための制度が整っていない。各消費者の有する権利が適切かつ実効的に実現されるためには、手続過程や内容にかんして適切に情報を開示・伝達するなど、権利者の手続関与の基礎となる手段の整備が求められる。

(5) この情報開示・情報伝達にかんしては、特定適確消費医者団体による手続追行だけでなく、各権利者が簡易確定手続に参加する際にも重要なポイントとなることが考えられ、今後は、制度全体の利用状況や結果の検証が行われるとともに、その手続的な観点からの制度分析・運用実態の分析が求められることが予想される。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に
は下線)

〔雑誌論文〕(計 0件)

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織
(1)研究代表者
濱田陽子 (HAMADA YOKO)
岡山大学・社会文化科学研究科・准教授
研究者番号：50368586

(2)研究分担者
なし

(3)連携研究者
なし